

ID: 1972

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【根拠条文】 (令第29条の4第1項第3号ハ若しくはニ又は第4号ハ若しくはニの市町村又は組合の認定) 第27条の14の4 4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日